

内部監査の実施状況について

(令和2年3月31日現在)

埼玉労働局

監査対象官署名	監査実施日 (下記期間にかけて実施)	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	令和元年10月7日 ～ 令和元年10月10日	○会計経理事務に関する事項 ○管理事務に関する事項 ○その他	○命免関係、出納官吏等の牽制体制、出勤簿、休暇簿、超過勤務・旅費事務、物品、諸謝金・相談員関係、庁舎管理関係等全般的に概ね適正に処理されていた。	
さいたま 労働基準監督署 他7署	令和元年10月11日 ～ 令和元年10月29日	○会計経理事務に関する事項 ○管理事務に関する事項 ○その他	○出勤簿、休暇簿、超過勤務・旅費事務、諸謝金・相談員関係、庁舎管理関係は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり事務処理誤りが認められた。 ①分任物品管理官の引継書が作成されていなかった。	①指摘後、速やかに分任物品管理官の引継書を作成した。 今後、異動時には、引継書を作成した上で適正に引継を行う。
川口 公共職業安定所 他14所	令和元年11月1日 ～ 令和元年11月28日	○会計経理事務に関する事項 ○管理事務に関する事項 ○その他	○出納官吏等の牽制体制、出勤簿、休暇簿、超過勤務・旅費事務、物品、庁舎管理関係は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり事務処理誤りが認められた。 ①事務取扱補助者の命免簿が整備されていなかった。 ②埼玉労働局官用車管理規定に基づく運転者の指定及び登録がされていなかった。 ③非常勤職員の活動実績報告書について、関係書類との不整合が認められた。	①指摘後、速やかに予算執行職員等の責任に関する法律に基づき事務取扱補助者の命免簿を整備した。 今後は、出納官吏の転免時における事務処理内容を再確認し、転免時には遅滞なく、適切にこれらを行うこととする。 ②官用車運転対象者を確認し、その指定及び登録を行った。 今後、運転者に異動があった場合には、埼玉労働局官用車管理規定に基づき、運転者の指定及び登録を行う。 ③誤って支給していた通勤手当については、速やかに再確認を行い、回収処理を行った。 今後は、関係法令等に基づき、関係書類との照合等、適正に処理及び確認を行う。